

各審議会における報告（案）について

○資料2-2-①

化学物質審議会安全対策部会

- ・「(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)又は[(トリデカフルオロアルキル)スルフィニル]オキシ基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について(案)
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質である「八:ニフルオロテロマーアルコール」に係る同法第25条に規定する当該物質が使用できる用途の除外について(案)

○資料2-2-②

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第六次報告案)
- ・八:ニフルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について(報告案)

「(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)又は[(トリデカフルオロアルキル)スルフィニル]オキシ基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロ(ヘキサノー1-スルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について(案)

年 月 日

化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

- (1) 「(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)又は[(トリデカフルオロアルキル)スルフィニル]オキシ基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロ(ヘキサノー1-スルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という)第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)又は[(トリデカフルオロアルキル)スルフィニル]オキシ基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロ(ヘキサノー1-スルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ・ 半導体用のレジスト

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更すること。

(2) 「(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)又は[(トリデカフルオロアルキル)スルフィニル]オキシ基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロ(ヘキサノー1-スルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」について、法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品は、以下のとおり。

化学物質	法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)又は[(トリデカフルオロアルキル)スルフィニル]オキシ基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロ(ヘキサノー1-スルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※製品についての表現の仕方については必要に応じて変更すること。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質である「八：二フルオロテロマーアルコール」に係る同法第 25 条に規定する当該物質が使用できる用途の除外について（案）

年 月 日
化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

「八：二フルオロテロマーアルコール」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という）第 25 条に規定する政令で定める用途から除外すべき用途は、以下のとおり。

化学物質	法第 25 条に規定する政令で定める用途から除外すべき用途
八：二フルオロテロマーアルコール	・ 穿刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる―― [(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル) オキシ] プロパン―二―イル＝メタクリラートの製造

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第六次報告案)

令和 7 年 ● 月 ● 日

第 253 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会¹において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された化学物質について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

なお、現時点で実態が不明な点については、パブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条第 1 項）

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が 6 のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が 6 のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が 6 のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ・ 半導体用のレジスト

¹ 令和 7 年度第 1 回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第 246 回審査部会、第 253 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

令で定めるもの	
---------	--

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が 6 のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が 6 のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサ—1—スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が 6 のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものについては、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はなく、我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の基準等に従わなければならない製品について（法第 28 条第 2 項）

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者が技術上の基準への適合義務や表示義務を課すことが適当である。

第一種特定化学物質	製品
（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が 6 のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が 6 のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサ—1—スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が 6 のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。

八：ニフルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について
(報告案)

令和7年●月●日

八：ニフルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について、以下の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質を使用することができる用途について（化審法第25条に基づく措置）

八：ニフルオロテロマーアルコールの使用が認められている以下の用途での使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されていることから、法第25条の要件「他の物による代替が困難であること」を満たさなくなったことを受け、八：ニフルオロテロマーアルコールを使用することができる用途としての対象から除外することが適当である。

○穿(せん)刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる一― [(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル) オキシ] プロパン―ニール＝メタクリラートの製造

2. 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品について（化審法第28条第2項に基づく措置）

取扱上の技術上の基準に従うと共に、告示で定める環境の汚染を防止するための措置等に関する表示をしなければならないとされている八：ニフルオロテロマーアルコールが使用されている以下の製品については、使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されていることから、技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品から除外することが適当である。

○穿(せん)刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる一― [(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル) オキシ] プロパン―ニール＝メタクリラート